

東北発 広げよう スポーツの輪

第32回全国スポーツ祭典実施要綱

2018年3月10日

1、主 催 等

(1) 主催

第32回全国スポーツ祭典は、「東日本大震災」から7年が経過した東北ブロックでの、第25回大会に続き2回目の開催です。このスポーツ祭典は、新日本スポーツ連盟と全国種目組織が主催する。

(2) 後援

競技開催都道府県並びに場合によって、市区町村の名義後援を予定する。

(3) 協賛、祭典の趣旨に賛同する各種のスポーツ団体、文化、青年、労働組合の各団体並びに個人は、協賛団体（者）となることができる。

2、事 業 と 期 日

(1) 主催事業

第32回全国スポーツ祭典は主催事業としてつぎのものを行う。

①競技大会の開催

祭典を開催する期間は6月16日の宮城県におけるハイキング大会に始まり、2019年3月31日の卓球大会年代別の部まで、軟式野球、サッカー（シニア）、卓球（一般）の3競技を岩手県の会場で、硬式テニス、ハイキング、ウォーキングの3競技を宮城県、ソフトボールを福島県、6人制バレーボールとスキー大会を新潟県、ミックスバレーボールを長野県、ゴルフを埼玉県、水泳を東京都、バドミントン、バスケットボールを愛知県、サッカー（一般）を大阪府、卓球（年代別）を岡山県、陸上競技、空手を神奈川県各会場で開催する。

- a 祭典開催競技のうち、ウォーキング、ハイキングは交流種目とする。空手は演武会とする。
- b その他、効果的な行事を開催する。

②開閉会式

開閉会式は、競技ごとに行う。

(2) 協賛事業

協賛事業を行うことができる。

3、競 技 方 法

(1) 各競技の実施細目は各競技が別に定める「大会実施要項」による。

(2) 各競技のルールは、公認の2018年度競技規則（一般）に準ずる。ただし、必要な場合は、祭典のローカルルールを設けることができる。

4、出 場 資 格

(1) 各都道府県の祭典及びそれに準ずる競技大会などの予選において、選出された選手、チームであることを原則とする。

(2) 特別の事情のある場合、新日本スポーツ連盟、同全国種目組織、各都道府県連盟の推薦がある場合は、出場を認めることができる。

- (3) 都道府県連盟主催の予選大会等を経ないで直接出場するクラブ・チーム・選手については、主管種目組織が出場地域の都道府県連盟へ連絡をすること。
- (4) 祭典に派遣する都道府県連盟又は祭典実行委員会は、細則に定める都道府県祭典分担金を納入する。納入の無い場合は、出場を認めない。

5、予算と経費

- (1) 全国スポーツ祭典の予算は、祭典全体の共通予算と種目（大会）ごとの種目予算から成り立つ。
- (2) 共通予算は全国連盟が責任を負い、種目予算は原則として主管する全国種目組織が責任を負う。但し、全国種目組織のない競技種目は全国連盟が責任を負う。
- (3) 全国スポーツ祭典の収入は、①都道府県祭典分担金、②種目分担金、③参加出場費、④自治体からの補助金、⑤各団体、個人からの募金、⑥祭典の一環として行う事業活動による収入、⑦祭典プログラム広告等によりまかなう。

6、競技大会の出場申込方法

- (1) 所定の申込書で各競技の締切期日までに参加費を添えて、所定の組織あてに申し込む。
- (2) 申込期限は、競技ごとに定める。ただし天候等による予選順延などの特別の事情があるときは仮エントリーを認める

7、表彰

- (1) 各競技の表彰は原則として第1位から第3位までの選手、チームとする。
- (2) 競技ごとに記録、技術の優れている選手、フェアプレイ精神を発揮した選手、チームを表彰することができる。

8、機構と役員

別に定める。

9、祭典実行委員会

第32回全国スポーツ祭典実行委員会は、主管組織となる東北ブロックの各県連盟、全国連盟理事、全国種目組織の代表、主管都府県種目組織の代表によって構成する。
その経費は、共通会計予算でまかなう。

10、付則

その他必要な事項は細目で定める。

祭典実施要綱細則

1、参加負担金は、次の通りとする

《大会参加費、都道府県分担金、種目分担金》

- (1) 大会参加費：各競技種目要綱による（要綱集参照）
- (2) 都道府県祭典分担金（細則別表参照）
- (3) 種目分担金：各競技大会の参加費の5%とする

算出方法

- ① 新日本スポーツ連盟の組織ある都道府県の実担金は、新日本スポーツ連盟第32回総会時の連盟員数（2017年12月集約）×40円とする（別表参照）
- ② 新日本スポーツ連盟組織のないところで複数競技の総合大会を開催した場合は、各大会の出場費の5%を分担金として納入し、都道府県祭典分担金とみなす。

2、式典

- (1) 各大会の式典は、各種目組織、開催実行委員会のもとに創意的に開催する。その財政は各大会予算の範囲でおこなう。なお、全体の祭典の式典と交流を兼ねた式典は、別途検討する。

3、その他の事項

- ① 主将会議（キャプテン会議）は、野球、バレーボール、サッカーなど定めた競技において指定の期日・会場で行う。
- ② 出場の取消
参加費（出場費と都道府県祭典分担金）の納入が定めた期日までにないとき、または祭典の趣旨に反し競技運営を妨げたときは、出場を取り消すことがある。
- ③ 競技の中止
天候などの事情で、競技続行が不可能な場合は、原則として延期を行わず中止とする。この場合の出場費は原則として返却しない。
- ④ 医療措置
競技中の負傷については応急措置を除いて一切の責任を負わない。
- ⑤ 傷害見舞金等
主催団体は、原則として新日本スポーツ連盟の傷害見舞金もしくはスポーツ傷害保険等をつける。なお、これは祭典共通会計から充当する。
- ⑥ 組合せとその発表
組み合わせは主催者が公正に行う。競技によってはキャプテン会議にて行う。
- ⑦ プログラム
プログラム及び競技ごとのプログラム（共通プログラムを含む）を作成する。プログラム広告は祭典の趣旨にふさわしいものとする。
- ⑧ 審判員の登録
高い水準の競技が保障できるよう加盟都道府県及び他の競技団体の協力を得て審判員を確保する。
- ⑨ 宿舎の申し込み
各競技の宿泊取り扱い要領による。各自・団体の責任で申込み。

以上